火力発電設備に係る電気事業法施行規則第９４条の２第３項第２号の運用について
（東北地方太平洋沖地震による被災下における定期事業者検査時期変更承認）

平成２３年３月２９日
原子力安全・保安院
電　力　安　全　課

東北地方太平洋沖地震による被災への対応に係る電気事業法施行規則第９４条の２第３項第２号の適用については、以下のとおり運用することとする。

なお、本運用は、設置者が電気事業法施行規則第９４条の２第３項第１号に基づく定期事業者検査時期変更を行おうとすることを妨げるものではない。

１．適用の対象となり得る電気工作物の範囲

定期事業者検査が必要となる電気事業用電気工作物及び自家用電気工作物

２．適用となる場合

以下のいずれかに該当する場合は、電気事業法施行規則第９４条の２第３項第２号に規定する定期事業者検査を行うことが著しく困難な場合に該当するものとする。

①定期事業者検査の対象となる電気工作物が被災により損壊する等により、定期事業者検査の実施が困難となった場合

②定期事業者検査の実施に必要な設置者又はメーカーの検査員等が被災している場合又は被災地の復旧・復興支援に対応している場合など、検査員等の人員確保が困難な場合

③定期事業者検査の実施のために必要となる交換部品やパッキン・シール等の消耗品が、製造者の被災により、代替品も含めて確保が困難であり、定期事業者検査の実施によって当該電気工作物の再起動が困難となる場合

④①～③以外の場合であって、今回の被災に関連する諸事情により、定期事業者検査を行うことが著しく困難な場合に該当すると産業保安監督部長が認める場合

（例）

ア）被災した電気事業者の電力供給力を確保するために当該電気工作物の継続運転が必要な場合

イ）災害復旧・復興活動に優先的に必要な物資を製造する事業者において、当該電気工作物（自家用発電設備）による発電や蒸気の供給が当該物資の製造に不可欠である場合

３．申請の受理、承認の際の留意事項

電気事業法施行規則第９４条の２第３項第２号に基づき、様式第６１の２の申請を受理し、審査の上、承認することとする。（同条第４項の規定に基づき、添付書類は不要。）また、申請様式第６１の２中の「定期事業者検査を行う時期を変更しなければならない理由」の欄には、定期事業者検査の実施が困難である理由を個別具体的に明記することとする。

（1）条件の付記

承認に際しては、公衆安全の確保に万全を期する等の観点から、以下を条件として付記する。

なお、個別の理由がある場合には、各監督部等の判断により、これ以外の条件を付記するものとする。

〇運転に当たっては、電気事業法に基づく技術基準を遵守し、公衆災害の発生防止に万全を期すこと。

〇発電設備の運転管理に当たっては、「火力設備における電気事業法施行規則第９４条の２第３項第１号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について」（平成１７年１１月１日 NISA-234c-05-7）別紙１に準じた巡視点検等を行うなど、異常の早期発見に努めること。

〇異常が発見された場合には、当該箇所及び類似の箇所において適正な措置を講じること。

〇万一、事故又は故障が発生した場合には、当該箇所に恒久的な事故又は故障の防止対策を講じるとともに、類似の箇所において適切な事故又は故障の防止対策を講じること。

〇承認期間内においても、定期事業者検査の実施が可能になった場合には、遅滞なく当該検査を実施するとともに、定期安全管理審査を受審すること。

（2）承認期間

承認期間は１２月を限度とする。

なお、承認期間の終了前に改めて申請を受けた場合には、その時点で上記２．の条件への適合性を再度検討した上で、妥当と認められれば期間を延長することができるものとするが、その際の３．（1）にある安全確保上の条件については、これらに加えて、その時点における設備の状態に応じて必要と認められる条件を追加的に付記するものとする。

４．本運用の適用開始時期

本運用の通知日より適用する。

以上